

令和2年3月6日
資料提供
危機管理・消防課 高井・岡本
073-441-2263

高圧ガス保安法の違反事案について

医療用酸素の高圧ガス容器において、使用期限切れ容器への充てん禁止（高圧ガス保安法第11条第2項）及び再検査期限切れ容器への充てん禁止（同法第48条第1項）の違反事案があり、本日、同法第61条第1項に基づく報告を求めましたのでお知らせします。

記

1 事業者 近畿工ア・ウォーター株式会社

2 報告を求めた内容

- 使用期限切れ容器及び再検査期限切れ容器に高圧ガスを充てんした事案における原因及び経過
- 上記①を踏まえた再発防止策

3 事業者の対応

- 調査容器数 2,577本のうち、違反容器7本（医療用酸素高圧ガス容器）
なお、医療用酸素以外の高圧ガス容器については、違反はありませんでした。
- 調査開始日 令和2年1月22日（水）
- 調査完了日 令和2年3月3日（火）

【参考：調査容器内訳】

	種類	調査容器	使用期限切れ容器*1	再検査期限切れ容器*2
医療用酸素容器	一般複合容器	671本	2本	0本
	一般継目なし容器	516本	—	5本
	計	1,187本	2本	5本
その他容器	一般複合容器	56本	0本	0本
	一般継目なし容器	1,334本	—	0本
	計	1,390本	0本	0本
	合計	2,577本	2本	5本

*1 使用期限切れ容器とは、一般複合容器で製造から15年を経過したものの。一般継目なし容器に使用期限はない

*2 再検査期限切れ容器とは、前回の容器再検査合格時に示された月の前月の末日から起算して一般複合容器は3年、一般継目なし容器は5年（ただし、平成元年三月三十一日以前に法第四十四条第一項の容器検査に合格した容器は3年）を経過したもの